

## 計画策定総合調整要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、総務局が所管する「行財政改革プラン」、総合企画局が所管する「総合計画」等の策定事項に関する総合的な調整及び主要事項の審議を行うための必要事項を定め、もって本市の行財政運営を適切かつ円滑に執行することを目的とするものである。

### (計画策定調整会議)

第2条 前条の目的を達成するため、計画策定調整会議を設置する。

- 2 計画策定調整会議は、座長、副座長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職員をもって充てる。
- 3 計画策定調整会議は、必要に応じて座長が召集する。
- 4 第2項に掲げる職員のほか、座長が必要と認める場合は、計画策定調整会議に臨時の職員を置くことができる。また、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (所掌事務)

第3条 計画策定調整会議は、次に掲げる事項について調整又は審議を行うものとする。

- (1) 第1条に定める「行財政改革プラン」、「総合計画」等の策定事務に関し総合的な調整を必要とする事項及び主要事項
- (2) その他計画策定調整会議が必要と認める事項

2 座長は、計画策定調整会議における調整及び審議事項のうち、特に重要なものについて次条に定める所管局長会議に報告するものとする。

### (所管局長会議)

第4条 所管局長会議は、計画策定調整会議の報告を受け、必要な調整及び審議を行うものとする。

2 所管局長会議は、総務局長、総合企画局長、財政局長、総務局行財政改革

室長、都市経営部長、自治政策部長及び財政局財政部長をもって組織する。

- 3 所管局長会議の調整及び審議結果のうち、特に重要なものについては、政策・調整会議に付議するものとする。

(専門部会)

第5条 計画策定調整会議に、第3条第1項に定める事項の調査を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、課題別に部会長及び部会員をもって組織し、別に定める職員を持って充てる。
- 3 専門部会は、必要に応じて部会長が召集する。
- 4 第2項に掲げる部会員のほか、部会長が必要と認める場合は、専門部会に臨時の部会員を置くことができる。また、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 所管局長会議及び計画策定調整会議の庶務は、総務局行財政改革室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画策定の総合調整について必要な事項は、計画策定調整会議で定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

座長	総合企画局都市経営部長
副座長	総務局行財政改革室長
	総合企画局自治政策部長
	財政局財政部長
委員	総務局人事部人事課長
	総務局人事部労務課長
	総務局行財政改革室担当課長
	総合企画局都市経営部企画調整課長
	総合企画局都市経営部企画調整課担当課長
	総合企画局自治政策部担当課長
	財政局財政部財政課長
	財政局財政部財政課担当課長